

事業継続力強化計画(BCP)作成並びに補助金申請者のための個別相談会を開催します！

商工会本所にて、企業における新型コロナウイルスへの対策・対応としての「事業継続力強化計画(BCP)」の作成を支援するための個別相談会を開催します。

下記の日時にて実施いたしますので、作成支援のための個別相談を希望される方は事業所名、希望の日時(番号)を電話にてお伝えください。原則、受付は先着順とさせていただきます。また、希望者多数の際には相談時間を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

同時に、「小規模事業者持続化補助金(コロナ型・一般型)」の申請者のための個別相談会も開催しますので上記と同様、電話にて受付をお願いします。

※ご予約は商工会本所をお願いします。(TEL:0776-66-3324)

日程	専門家	9:00~9:50	10:00~10:50	11:00~11:50	13:00~13:50	14:00~14:50	15:00~15:50
9月17日(木)	中小企業診断士 松田 博史	①	②	③	④	⑤	⑥
9月25日(金)	中小企業診断士 松田 博史	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫

よろず相談専門家派遣事業についてのお知らせ

◆【市主催】新型コロナウイルス感染症対策 事業者向け個別相談会◆

○内 容 国の支援策の紹介や資金繰りの相談、県・市の補助金活用方法など、市内事業者が抱える経営に関するお悩みを中小企業診断士などの専門家が解決します。(要予約・相談無料)

※申請書の代理作成は行っておりません。

○対 象 市内中小・小規模事業者

○開催日および場所 9月23日(水) 三国コミュニティセンター 9月30日(水) 高椋コミュニティセンター
10月7日(水) 春江中コミュニティセンター 10月14日(水) 東十郷コミュニティセンター

○時 間 (※事前申込制、先着順)

①10:00~11:00 ②11:00~12:00 ③13:00~14:00

④14:00~15:00 ⑤15:00~16:00 ⑥16:00~17:00

○予約・問合せ先 福井県よろず支援拠点 TEL:0776-67-7402 事前予約:月~金 9:00~17:00

令和3年経済センサス

「活動調査」及び「企業構造の事前確認」が実施されます。

◆ 経済センサス・活動調査は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。

「企業構造の事前確認」とは、「活動調査」の円滑な実施のため、令和2年10月下旬より支所等を有する企業本社の方々に対して、企業傘下の支所等の事業内容を確認するための『確認表』を本社へ送付し、その内容を確認・修正いただくものです。これにより、「活動調査」において、それぞれの企業に合わせた調査票を準備することができるため、回答される方のご負担が軽減されます。

・経済センサス総合ガイド トップページ (<https://www.stat.go.jp/data/e-census/guide/index.html>)

入場無料

政治コラムニスト・ジャーナリスト～後藤謙次氏～の講演会のお知らせ

◆テーマ 日本はどう動いているのか? 一政治、経済の行方一

◆日 時 11月19日(木) 14:00~

◆場 所 JA福井県坂井基幹支店 3階大ホール 坂井市坂井町上新庄42-19

※詳細は来月の広報誌に同封いたします。



【第123号】

発行 坂井市商工会

本 所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
坂井支所
三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1
TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

9月号
2020.9



坂井市において

新型コロナ感染予防に取り組む小規模事業者等を支援します。

■ 概要

新型コロナウイルス感染症の感染予防に取り組んでいる事業者に対して、対策費用の一部を補助します。

■ 補助対象者

「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に基づき、感染防止対策を実施した市内事業者

■ 補助対象となる事業

新型コロナウイルス感染症防止対策に要した経費

(例)マスク、消毒液、フェイスシールド、ビニールカーテンの購入など

※令和2年4月1日(水)から11月30日(月)までに事業を実施し、支払った経費に限ります。

※国、県などの補助を受けている、または今後受ける予定の経費は対象外

※パソコンやタブレット、空気清浄機など、汎用性のある電化製品の購入経費は対象外

■ 補助金額：補助対象経費の2分の1

■ 宿泊事業者：上限20万円

■ その他の事業者：上限5万円

■ 申請期間：9月1日(火)~11月30日(月) ※当日消印有効

■ 申請方法

観光産業課、各支所地域振興課窓口にて備え付けの申請書に、必要書類を同封して郵送してください。

申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

※申請は1事業者1回限り ※詳しくは、市ホームページでご確認ください。

■ 必要書類：坂井市で事業を行っていることがわかる書類

補助対象経費を支払ったことがわかる書類

補助金の振込先口座がわかる書類 など

■ 申請先・問い合わせ先

観光産業課 〒919-0592 坂井町下新庄1-1 0776-50-3153

特報!

新型コロナ感染予防に取り組む小規模事業者等に追加支援します。

■概要 坂井市が行う『小規模事業者等コロナウイルス対策応援事業補助金』及び『「安心」の宿宣言」支援事業補助金』を活用する会員事業者様へ、市ではマスクや消毒液などの購入に対する感染防止対策に1/2の補助事業を実施しますが、更に本会では会員事業者様に追加支援を致しますので、お知らせいたします。

追加支援の割合(金額等)につきましては、市の補助事業への申請状況に依り商工会の予算の中で判断し、申請者に改めてご案内いたしますので、会員事業者様に於かれましては、積極的な活用をお願い致します。

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度 特別利子補給助成金の申請に関するご案内

◆ 制度概要

本制度は、日本政策金融公庫（日本公庫）、商工組合中央金庫（商工中金）、日本政策投資銀行の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」・「危機対応業務（危機対応融資）」等の特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った方のうち、一定の要件を満たす方に対し、貸付を受けた日から最長3年間にあたる利子相当額を一括で助成する制度です。

◆ 助成対象者

日本公庫、商工中金、日本政策投資銀行の特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った中小企業者
・小規模企業者のうち、以下の売上高要件を満たす方

- ① 小規模企業者（個人事業主）事業性のあるフリーランス含む
売上高要件はありません。全ての方が助成対象となります。
- ② 小規模企業者（法人事業者）
貸付の申込を行った際の最近1か月またはその翌月若しくはその翌々月の売上高が、前年又は前々年の同月と比較して15%以上減少している方
- ③ 中小企業者等（上記①、②を除く事業者）
貸付の申込を行った際の最近1か月またはその翌月若しくはその翌々月の売上高が、前年又は前々年の同月と比較して20%以上減少している方

◆ 特別利子補給対象となる貸付の上限額（2020年7月2日時点）

日本公庫（中小事業）：2億円 ◆ 日本公庫（国民事業）：4,000万円
商工中金：2億円（日本政策投資銀行と合算） ◆ 日本政策投資銀行：2億円（商工中金と合算）
※上限額は、新規融資と既往債務借換との合計金額

◆ 申請受付期限 2021年12月31日（当日消印有効）

◆ 申請について

申請～助成終了までの流れについては、中小機構のウェブサイトに掲載されている「申請の手引き」に、申請にあたっての留意事項を記載しておりますので、申請前にご確認ください。
<https://www.smrj.go.jp/news/2020/riho.html>

忘れていませんか？ 容器包装リサイクル法で定めている義務を！

◆ 容器包装リサイクル法とは

容器包装廃棄物の減量化や再商品化等のルールを定めた法律です。この中では消費者、市町村、事業者のそれぞれの役割が決められています。

容器包装利用・製造・輸入する事業者には、以下の責務と義務が定められています。

責 務	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し使用可能な容器包装の使用、過剰包装の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出抑制 ・分別基準適合物の再商品化等の促進
再商品化義務	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装の使用・製造・輸入に係る帳簿の作成・保存（5年間保存） ・容器包装廃棄物の再商品化（リサイクル）
排出抑制の促進の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・年間50t以上の容器包装を利用した小売事業者は、容器包装の使用量や排出抑制の取組状況の定期的な報告

◆ 詳細は <http://www.jcpra.or.jp/> をご確認ください。

福利厚生委員会からのお知らせ

- ・永年勤続優良従業員表彰
11月中旬に実施いたしますが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため表彰式典は中止とさせていただきます。詳細につきましては10月号でご案内させていただきます。
- ・インフルエンザ予防接種
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止いたします。
会員の皆様には感染対策についてご理解くださいますようお願い致します。

今年こそはBCP(事業継続力強化計画)に 挑戦してみませんか？

中小企業にとって、平時からも取引先や顧客から、様々なニーズが寄せられ迅速な対応が求められていることや、事業をとりまく環境の変化が目まぐるしいといった社会情勢が挙げられます。人・モノ・資金・情報が足りなくなるという状況の中で、短時間で対応できるようにするためには、あらかじめ何が起こりうるかを考えて、その時行すべきことを計画として定めて、実際にその計画が実行できるように訓練を行う等して備えておくのが望ましいです。BCPは被災後の事業継続を図っていくための経営戦略です。商工会では、BCP作成を考えている事業者様のサポートをさせていただきますので、是非チャレンジしてみてください。



小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）

◆ 持続化補助金とは？

持続化補助金は、小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が商工会の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を補助するものです。また事業再開に向け【業種別ガイドライン】に照らし、事業を行う上で、【必要最低限の感染防止対策】を行う取組みについての補助も追加されています。

◆ コロナ特別枠の特徴

業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組（事業再開枠）を行う場合は、定額補助（上限50万）を上乗せします。加えて、クラスター対策が特に必要と考えられる業種（特例事業者）については、さらに上限50万上乗せが可能です。

◆ 補助金の対象者 次に当てはまる小規模事業者の方が対象となります。

- ・商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) 常時使用する従業員の数 5人以下
- ・サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数 20人以下
- ・製造業その他 常時使用する従業員の数 20人以下

◆ 対象になる取組例

- ・外部からの部品調達が困難であるため、内製化するための設備投資
- ・店舗販売をしている事業者が、新たにEC販売に取り組むための投資
- ・WEB会議システムの導入 等

◆ 補助額・補助率

- ・補助上限額：100万円（原則）
- ・補助率：補助対象経費の2/3～3/4以内

◆ 受付締切 第4回締切り 2020年10月2日（金）必着

